

いしかわ農業法人だより

Ishikawa Agriculture Corporation Magazine

発行 石川県農業法人協会 いしかわ農業総合支援機構内 発行人 佛田利弘
〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20 TEL076-225-7621 Fax076-225-7622

北陸農政局長との意見交換

7月13日（月）、北陸農政局にて森澤局長はじめ幹部の皆様と「農地中間管理事業」をテーマに意見交換会を開催しました。5月のWEB会議を経て今回の意見交換会が実現しました。当協会からは佛田会長ら5名が参加し、活発な議論が展開されました。石川県の農地中間管理事業については、集積率の伸びが全国平均を大きく上回る状況にあり、今後、当事業を加速化させるには「人・農地プラン」の実質化が重要なポイントになることでした。ここで今後の課題となるのは「担い手への農地の集約」です。石川県においては上記のように「集積」は進んでいるため、担い手への農地の集約が今後どのように展開されていくのか、また、加賀、金沢、能登の各地域においての事業展開のスピード格差を感じました。いずれにおいても、コーディネート役を果たすべき機関がどこで、何をどのように進めていくかが重要です。現在のところ、地域に任せてある場合もあれば、野々市市のように農業委員会に委ねられているパターンもありますが、一方で、地域によっては、中心経営体である法人が集約などの話を切り出すと、「お前のための話し合いじゃない」と言われ、場が紛糾するような実態もあるようで、まずは地域内でのコミュニケーションの取り方が課題解決に繋がるのではないかと感じました。その他、経営継続補助金や収入保険制度についての情報交換など、忌憚のない意見交換会が実現し、今後も引き続き、様々なテーマについて議論していくこととしました。

北陸農政局の皆様誠にありがとうございました。



事故リスクの低減の徹底を！

8月に入り、いよいよ稲刈りシーズンが近づいてきました。昨年はコンバインによる死亡事故が多発し、多くの尊い命が犠牲となりました。交通事故はもとより、農業者においても、業務のどこにどのようなリスクがあるのかを話し合う他、機械のメンテナンス等の実施を行い、悲惨な事故が起きないようにしましょう。



会長コラム

梅雨明けが待ち遠しい中、もう、8月となりました。今年も残り5ヶ月となり、収穫期を迎えます。今年は、コロナウイルスに始まり、大変な前半でした。経営の持続が課題となり、消費も大きく変容しました。中食・外食へ消費がさらに移っていくとみられた中で、急遽外食の休業が強いられ、巣ごもり生活が続きました。陽性者数も都市圏では増え続け、新たな課題となっています。

このような中、我々農業法人が取り組まなければならないことは、次のことではないかと思います。

1、消費の変容に対応しつつ、生活者・消費者への供給責任を果たすことです。

新型コロナウイルスによる消費の偏在変容に対して、農業者と関係者の連携によって対応し、従来以上の供給責任を果たすことだと思います。国内・地域農業が、消費者との新たな関係を構築することが求められています。SNSや通信デバイスを使ったコミュニケーションはもとより、ソーシャルディスタンスを保ちつつ、生活者・消費者とのリアルなコミュニケーションも欠かせません。

農業法人をはじめとする地域農業全体が協力連携し、この局面を乗切ることが肝要かと思います。

2、地域農業の持続と個別経営の継続です。

農業従事者の高齢化が課題となっている中で、このような事態で経営意欲が削がれないよう、地域農業全体についての持続を個別経営の継続とあわせて、維持してゆくことが必要です。農業の継続を何としてでも維持しなければ、地域の未来に不安の影を落とすことになりかねません。農業法人経営が、中心的役割を果たすことにさらに尽力することが必要だと思います。

3、気象変動・環境変動への対応が求められています。

豪雨・長雨・天候不順が常態化してきている中で、そのようなリスクに対応した農業生産が求められています。また、省資源利用への取組や環境に配慮した生産方式への転換は、社会の求めであると同時に、生活者から共感をえるために重要な取組です。

4、政策施策制度等の改革への要請と取り組みが求められています。

農業と食や地域と環境について、政策等の現場に適応した改革を提案することも重要な役割と考えます。5月11日に石川県農業法人協会として、関係各位に要請を申し上げた13項目は、農林水産省の2次補正予算にも取り入れられた部分もあり、一定の成果があったとみられます。破壊的な規制改革提案などは、時に現場を翻弄することになり、必ずしもプラスにならないことが多いと思いますが、現場で農業を行うにあたって改革を進めることが、関係者への恩恵となるようなことについては、積極的に要請をしてゆくことが必要かと思います。7月28日、日本農業法人協会の井村副会長(当県協会副会長)の音頭で、日本農業法人協会事務局と石川県農業法人協会事務局とをWEBつなぎ、農水省金融調整課の関係者と当協会会長の私と井村副会長、事務局武内さんほかが参加して、資本金融資について意見交換しました。その時の当方の作成資料を別紙添付します。

5、今後について

8月5日に四役会、理事会を開催します。このあとの取組について、検討する事としています。国や県との連携をさらに進めるとともに、農業団体や関係機関との連携について、さらに取組を進めてゆくことなどを検討します。政策提言委員会は、さらに意見の公表等について、技術経営委員会は、経営や技術課題についての取組について、組織活性化委員会は、地域活動の取組や進め方について、農食委員会は、この後の活動をどう進めるかなどを検討する予定です。

会員の皆さまから、率直なご意見をお待ちしています。また、賛助会員、アグリサポート会員の方々からのご要望も引き続きお待ちしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

石川県農業法人協会 会長 佛田利弘

農業法人における資本金性資金についての意見交換

佛田利弘

1、経営の現況

新型コロナウイルス感染症は、すでに第二波と言われる状況に入りつつあり、景気の後退は引き続き継続している。農業法人経営においては、消費の減退や偏在によって影響を受けている農業経営も少なくはなく、当面、コロナ対策資金の調達でキャッシュフローは確保されているが、今年度後半から、来年度にかけて、債務の増加及び債務超過が具体化する可能性が高い。

2、地域の動向

石川県に本店を置く株式会社北國銀行は、現在、コロナ対策資金を資本勘定に評価することが出来ないか、行内で検討を行っているという情報がある。地銀は、日々の企業間の取引状況や経営者個人の資産状況を体系的に把握している様子であるため、信用情報については複合的に保持しているとみられるため、このような事態の緊急融資について、自行の経営を維持することも踏まえ、このような検討を行っていると思われる。北國銀行は、石川県農業法人協会のアグリサポート会員でもあり、役員自らが、協会の活動に参加するなど農業経営の支援へのマインドも高い。

3、資本出資

アグリビジネス投資育成株式会社が農業法人に出資をできることになっていますが、基本的には経営成長が見込めるエクイティ資本として組み立てられているため、今回の事態におけるコロナ資金をスワップすることは不可能と考えます。

※ア社の出資対象は以下となっています。農業法人もしくは農業に関連する事業を営む法人が、対象になります。農業に関連する事業とは、農畜産物の加工、流通、農作業の受託などです。

以下のような要件を満たす必要があります。

- ・ 農業法人の場合、認定農業者であること（認定農業者となることが確実な者を含む）
- ・ 法人設立後、3年以上の実績があること
- ・ 債務超過でないこと
- ・ 経常利益は、過去3年平均すると黒字であること
- ・ 借入金の返済は、当初条件どおり進んでいること
- ・ 会計は、複式簿記により行っていること…など

なお、設立後3年未満の新設法人に対する要件は以下のとおりです

- ・ 農業法人の場合、認定農業者であること
- ・ 設立者の財務基盤が良好であると認められること

- ・事業計画の実現可能性が高いと認められること
- ・農業などに関する技術に相当の経験を有する者が従事するものであること
- ・会計は、複式簿記により行っていること…など

また、この領域は、JA グループが担当しており、主に農林中金の意向が大きく影響するとみられます。

4、政策金融公庫の対応

日本政策金融公庫では、中小事業国民事業では、5年据え置き資本性融資が存在しており、農林水産分野では、3年据え置きまでで、資本性融資としてみなされない状況である。この状況をどう考えるか、問題の整理が必要である。

5、周辺の状況

中小企業団体の中に中小企業家同友会 <https://www.doyu.jp/> という団体があるが、ここでは、永久劣後ローンを中小企業庁に緊急提案している。

<https://www.doyu.jp/news/200420-165937.html> 中小企業にとっては、農業法人も同様な課題である。

6、今後の対策

地方銀行は、債務超過の連鎖による経営の倒産廃業を限りなく防止することで、自らの地域金融の事業が継続できることとなると考えられます。地方銀行に、コロナ資金のスワップスキームを提供することで、農業法人経営の維持が可能となると見られます。これは、農業法人が行っている農業関係以外との取引の決済等が地銀が中心であり、その情報を把握しているところにあります。本来、これは、農協金融が担うべき立場ですが、農業法人のリアルな経営実態の把握という観点からは、はるかに地銀が情報を持っていると見られます。また、地銀は、決裁権のかなりの部分が支店長まで降りてきており、農協の役員会案件となる状況に比べれば遙かにスピード感をもった対応が可能と考えられます。

7、今後の見通し

冒頭にも触れましたが、今年度末が一つのヤマ場となり、決算が早い法人は、12月決算2月末申告となるため3月から6月頃に向けて、農業法人の経営状況が決算書の形で表面化してきます。ここで、債務超過対策を講じようとしても、債務超過で資金繰りに行き詰まる可能性が高く、これまで、救済策を用意しておく必要があります。経営が破綻して、個人破産まですると、農業委員などに就任出来なくなり、辞任せざる得ない事態となります。

以上、早急な検討と対応をお願いするところです。